

芸術文化観光専門職大学学術情報館公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学術情報館を、芸術文化観光専門職大学学術情報館利用規程（以下「利用規程」という。）第21条に基づき芸術文化観光専門職大学（以下「大学」という。）の目的に支障のない範囲で県民等に公開するために必要な事項を定めるものとする。

(一般利用者)

第2条 この規程により、学術情報館を利用することができる者（以下「一般利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 兵庫県内に居住する者
- (2) 兵庫県内の事業所や学校等に在勤、在学する者
- (3) その他特に学術情報館長（以下「館長」という。）が許可する者

(公開しない日)

第3条 次に掲げる日は、学術情報館を公開しない。

- (1) 利用規程第5条に定める休館日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、公開しない日を変更することができる。

(利用時間)

第4条 学術情報館の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。但し、春季、夏季、冬季休業期間中は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用できる内容)

第5条 学術情報館の利用できる内容は、所蔵する図書及びその他の資料（以下「図書等資料」という。）の閲覧又は貸出しとする。ただし、貸出しについては、高校生以上の一般利用者に対し、行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用規程第2条に規定する利用者の利用に支障のない範囲で、自習に利用できることとする。

(利用手続)

第6条 一般利用者が学術情報館を利用するときは、大学守衛室において入館許可証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自習室を利用しようとする場合は、学術情報館受付において利用手続きを行った上、館長の許可を得て利用しなければならない。

(一般利用者証の交付)

第7条 高校生以上的一般利用者で貸出しを伴う利用を希望する場合にあっては、館長に対し、一般利用者証交付申請書（以下「申請書」という。）に基づき一般利用者証の交付の申請を行わなければならない。

2 館長は、前項の規定により、申請のあった一般利用者が、第2条各号のいずれかに該当する者である

と認めたときは、一般利用者証を交付するものとする。

- 3 一般利用者証の有効期間は、第2条の利用条件を満たす限りにおいて、発行の日から1年とする。
- 4 有効期間が過ぎた一般利用者証は、学術情報館において更新することができる。
- 5 一般利用者証の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその内容を館長に届け出なければならない。

(閲覧)

第8条 図書等資料（電子資料を除く。）は、所定の場所で閲覧することができる。ただし、館長が別に定める図書等資料の閲覧については、館長の指示に従わなければならない。

(貸出し)

第9条 図書等資料（一般図書に限る。）の貸出しを希望する場合は、一般利用者証を提示して、館長の許可を受けなければならない。

- 2 貸出しを受けることができる図書等資料の冊数及び期間は、次のとおりとする。

(1) 貸出冊数 5 冊以内

(2) 貸出期間 2週間以内

- 2 貸出しを受けることができる図書等資料には、利用規程第11条に定めるものは含まれないものとする。

- 3 前項に規定するもののほか、館長は、第1条に定める趣旨により利用規程第11条に定めるもの以外に、一般利用者への貸出しを行わない図書等資料を指定することができる。

- 4 館長は、第1条に定める趣旨により一般利用者への図書等資料の貸出しを行わないことができる。

(遵守事項)

第10条 一般利用者は、諸規程を遵守するとともに、学術情報館の指示に従わなければならない。

(利用規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、学術情報館の公開に関する必要な事項は、利用規程を準用する。

(補則)

第12条 この規程の施行に関する必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する